

議案第52号

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和4年9月2日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年佐野市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

市税外収入金徴収手当

庁外における市税外収入金の

徴収業務

日額 200円

を

市税外収入金徴収手当

庁外における

差押執行及び

市税外収入金の徴収業務

日額 200円

差押物件の搬出業務

日額 300円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

理 由

職員の特殊勤務手当の種類等を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 5 2 号 参考資料

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正案 新旧対照表

現		行		改正案	
(特殊勤務手当の種類等) 第 2 条 特殊勤務手当の種類、適用職務及び支給額は、次のとおりとする。		(特殊勤務手当の種類等) 第 2 条 特殊勤務手当の種類、適用職務及び支給額は、次のとおりとする。			
区分	適用職務	支給額	区分	適用職務	支給額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
市税外収入金徴収手当	庁外における市税外収入金の徴収業務	日額 200円	市税外収入金徴収手当	庁外における市税外収入金の徴収業務	日額 200円
(略)	(略)	(略)	(略)	差押執行及び差押物件の搬出業務	日額 300円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)